

平成27年6月26日

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目7番1号

戸 田 建 設 株 式 有 限 公 司

代表取締役社長 今井 雅則

## 第92回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第92回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。 敬 具

### 記

- 報告事項**
- 第92期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）  
事業報告および連結計算書類ならびにその監査結果報告の件  
本件は、上記連結計算書類等の内容およびその監査結果を報告いたしました。
  - 第92期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）  
計算書類報告の件  
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

### 決議事項

**第1号議案** 剰余金の処分の件  
本件は、原案のとおり承認可決されました。なお、期末配当金は1株につき7円となりました。

**第2号議案** 定款一部変更の件  
本件は、原案のとおり承認可決されました。変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
第27条【取締役の責任免除】 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外</u> 取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。	第27条【取締役の責任免除】 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 <u>(業務執行取締役等であるものを除く)</u> との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。
第35条【監査役の責任免除】 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外</u> 監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。	第35条【監査役の責任免除】 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

**第3号議案** 取締役11名選任の件

本件は、原案のとおり今井雅則、鞠谷祐士、秋場俊一、戸田守道、早川 誠、西澤 豊、大友敏弘、植草 弘、下村節宏、網谷駿介の各氏が再選され重任、また新たに宮崎博之氏が選任され就任いたしました。

**第4号議案** 監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり新たに神谷和彦氏が選任され就任いたしました。

以 上

## 役員人事についてのお知らせ

第3号議案および第4号議案の承認可決に伴い、当社役員の新陣容は、次のとおりとなりました。

代表取締役社長	今 井 雅 則
代表取締役	鞠 谷 祐 士
代表取締役	秋 場 俊 一
代表取締役	宮 崎 博 之 (新任)
取締役	戸 田 守 道
取締役	早 川 誠
取締役	西 澤 豊
取締役	大 友 敏 弘
取締役	植 草 弘
取締役	下 村 節 宏
取締役	網 谷 駿 介
常勤監査役	野々口 悦 生
常勤監査役	西 牧 武 志
監査役	鈴 木 勝 利
監査役	秋 草 史 幸
監査役	神 谷 和 彦 (新任)

※ 取締役下村節宏、網谷駿介の両氏は社外取締役であります。  
監査役鈴木勝利、秋草史幸および神谷和彦の各氏は、社外監査役であります。

## 期末配当金のお支払いについて

第92期期末配当金につきましては、同封のとおり「配当金領収証」をご送付いたしますので、最寄のゆうちょ銀行または郵便局でお受け取り願います。また、振込みをご指定の方には、配当金計算書等をご送付いたしますので、ご査収下さい。